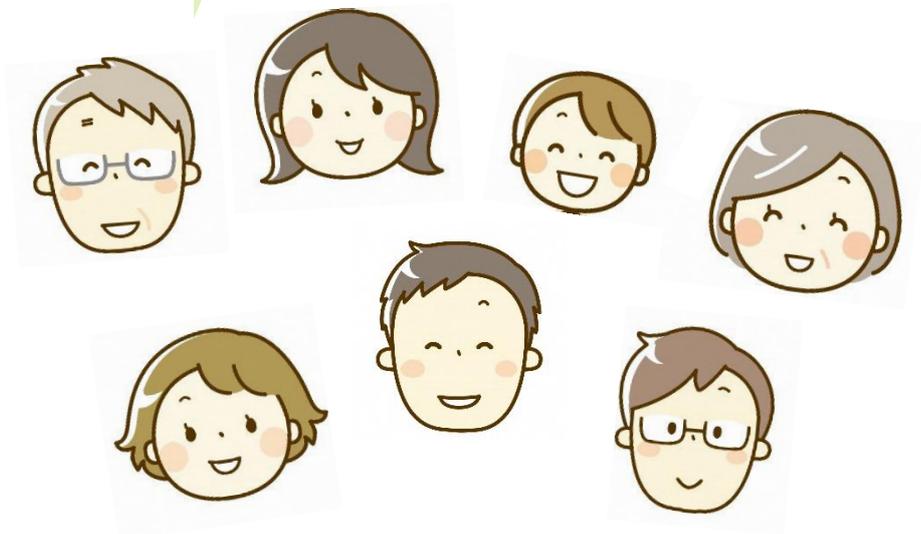


概要版

小金井市 第6次男女共同参画行動計画

生活の中の「男女平等」について、
一緒に見直してみましよう！



令和3年3月
小金井市



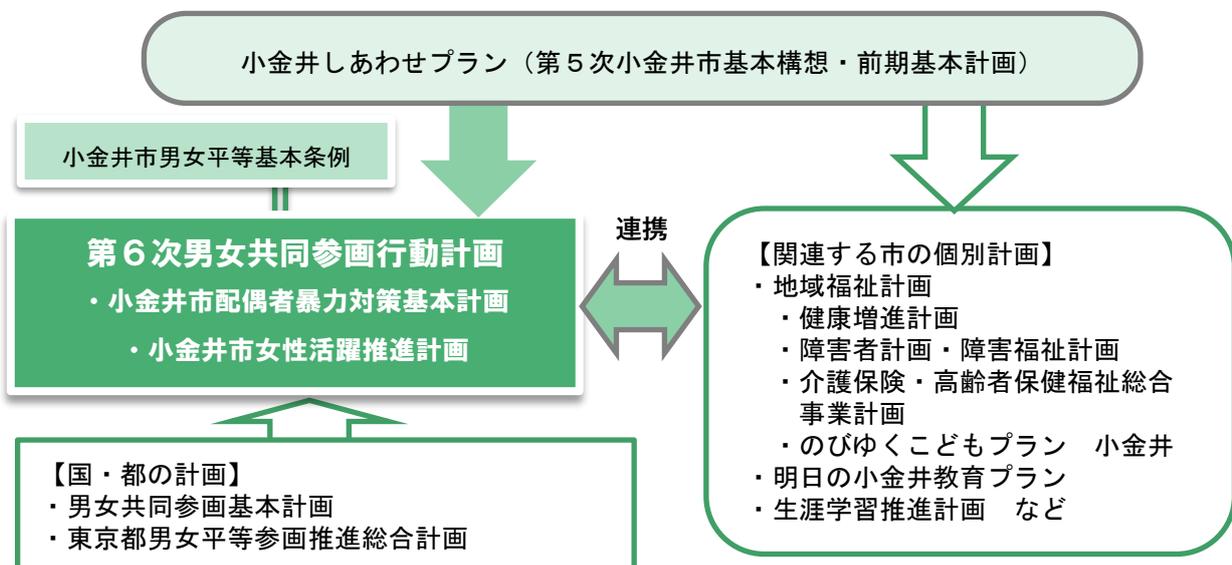
計画策定の趣旨

小金井市（以下「本市」という。）においては、国内外の動向をみて、「男女共同参画社会基本法」の制定前から男女共同参画社会の実現に向けて、平成8年に「男女平等都市宣言」を行い、平成15年に「小金井市男女平等基本条例」を制定するなど、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。また、昭和59年に「小金井市婦人行動計画」を策定しており、時代や社会情勢の変化に合わせて行動計画を更新しながら、男女共同参画施策を推進してきました。しかし、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残っているほか、配偶者等からの様々な形での暴力、ワーク・ライフ・バランスの推進、多様性に関する理解、政策・方針決定過程への女性の参画率のさらなる向上など、取り組まなければいけない課題は多く、今後も一層の取組が求められます。

こうした現状を踏まえ、本市では、第5次男女共同参画行動計画期間中に改正された法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「小金井市第6次男女共同参画行動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の性格

- 本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- 本市の本市の小金井しあわせプラン（第5次小金井市基本構想・前期基本計画）の個別計画として策定します。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- 本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項（DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。
- 本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。



基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

個人も、家庭も、地域社会も、「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

人権尊重

暴力のない社会、さらには、女性、男性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的指向や性自認等、あらゆる人々の多様性を認め合い、自らの意思によりその個性と能力を発揮する機会が保証されること、人が人として尊重され、健康を享受し、共に参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

ワーク・ライフ・ バランス

少子高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。多様な働き方を普及し、テレワークの導入による在宅勤務を活用した働き方なども増加している一方で、在宅による家事、子育てや介護等が女性へ集中し多重負担となりやすい状況があります。地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育児等への参画を促す取組として、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を進めていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものです。

基本目標 1

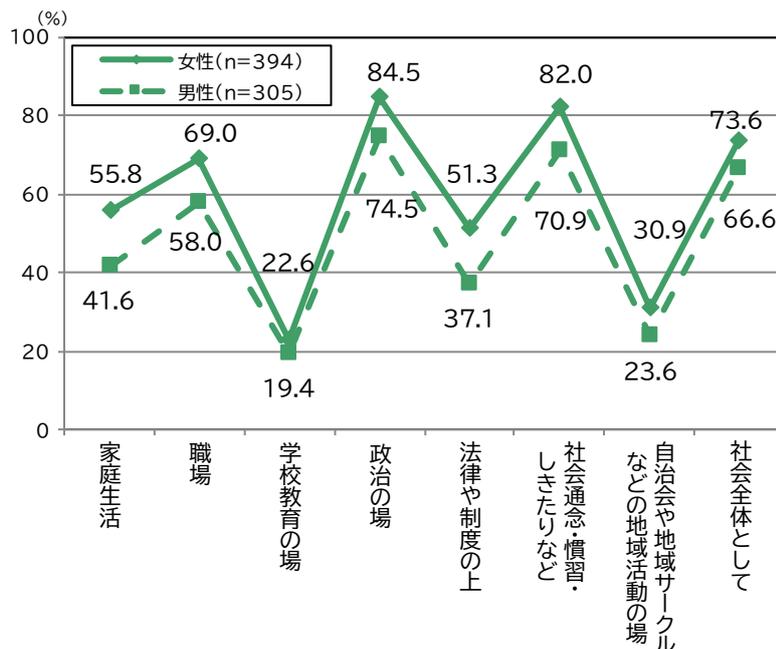
人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、男女平等意識の醸成を図り固定的性別役割分担意識の解消、多様な性のあり方や性にとらわれない多様な生き方への理解を促進し、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができるよう支援を進めます。

また、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応した配偶者等からの暴力(DV、デートDVなど)の未然防止と、被害者の安全確保や自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待、性犯罪等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組を進めます。

主要課題

- ① 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透
- ② 男女共同参画を推進する教育・学習の推進
- ③ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（小金井市配偶者暴力対策基本計画）
- ④ ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策
- ⑤ 生涯を通じた心と身体 の健康支援
- ⑥ 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

■ 各分野における男性が優遇されていると感じている割合



男女とも、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「政治の場」で特に男性が優遇されていると感じています。

「社会全体」も、男女とも6割以上と高く、依然として男性優遇社会であると感じている市民が多いことがわかります。

資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

【施策の方向性と施策】

① 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	
(1) 人権・男女平等の意識改革の推進	① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進 ② 人権・男女平等に関する講演会等の開催【重点】
(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重	① メディア・刊行物等への配慮 ② 人権尊重における相談対応の充実 ③ 多文化共生のまちづくり
(3) 多様性への理解の促進	① 性の多様性への理解促進
② 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	
(1) 教育の場における男女平等教育の推進	① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進
(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進	① 家庭における教育・学習の推進 ② 地域・社会における教育・学習の推進
③ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（小金井市配偶者暴力対策基本計画）	
(1) 配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり	① DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見 ② 若い世代への啓発・教育の推進【重点】
(2) 被害者支援の推進	① 安全確保と自立支援の実施
(3) 相談・連携体制の整備・充実	① 相談体制の整備・強化 ② 連携体制の充実
④ ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	
(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進	① ストーカーやセクシュアル・ハラスメントの防止対策・支援等の充実 ② 虐待等の防止対策・支援等の充実
⑤ 生涯を通じた心と身体への健康支援	
(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり	① 母子保健事業等の推進
(2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり	① 健康づくりの推進 ② 健康と性に関する学習・啓発の充実
⑥ 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	
(1) 各家庭の状況等に応じた支援	① 支援が必要な家庭への各種サポート
(2) 自立した生活への支援	① 各種相談支援の実施

基本目標 II

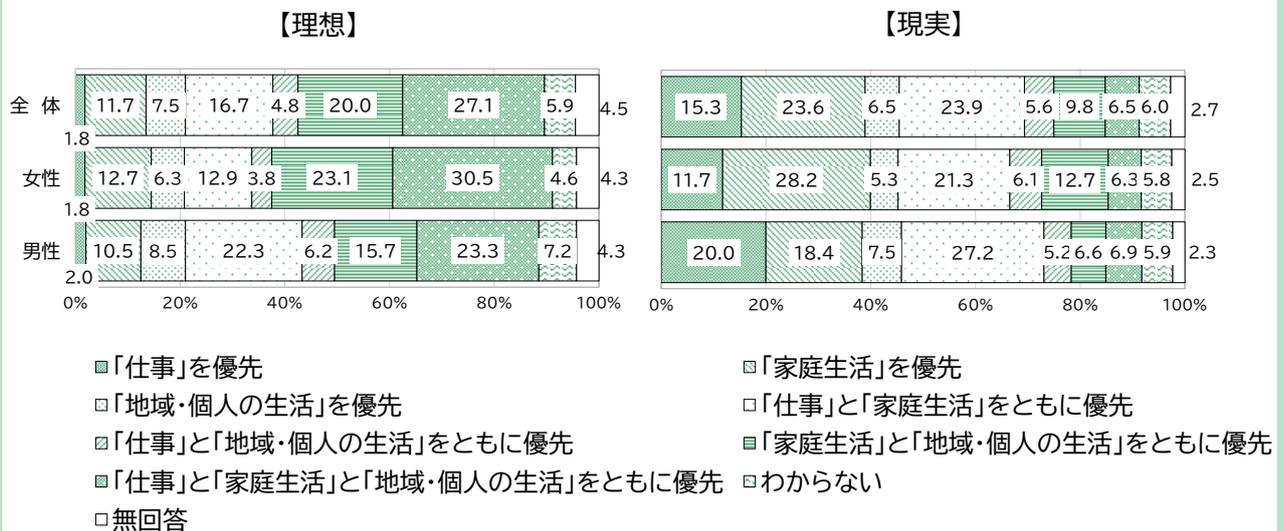
男女がともに、家庭生活、仕事、地域活動等、あらゆる分野に参画し、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能とする生活環境の整備を図ります。

また、「小金井市女性活躍推進計画」に対応した女性が活躍していくための支援や男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組めます。

主要課題

- ① 家庭における男女共同参画の推進（小金井市女性活躍推進計画）
- ② 働く場における男女共同参画の推進（小金井市女性活躍推進計画）
- ③ 女性の活躍と多様な働き方への支援（小金井市女性活躍推進計画）
- ④ 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

■ 生活における優先度



生活における優先度は、男女とも理想は「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先」の割合が高くなっていますが、現実では、女性が「『家庭生活』を優先」、男性が「『仕事』と『家庭生活』をともに優先」の割合が高くなっています。

資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

【施策の方向性と施策】

① 家庭における男女共同参画の推進	
(1) 育児支援体制の整備	① 地域での子育て支援体制の充実
(2) 男性の家庭・地域活動への参画促進	① 男性の家事・育児・介護への参画促進【重点】
	② 男性の地域活動への参画促進
(3) 介護等への支援体制の整備	① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実
② 働く場における男女共同参画の推進	
(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり	① 一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進【重点】
(2) 働く場における男女平等の推進	① 雇用の場における男女共同参画
③ 女性の活躍と多様な働き方への支援	
(1) 女性の就労に関する支援	① 女性の就業支援・起業支援
	② 農業・自営業等における男女共同参画の推進
④ 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	
(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進	① 地域活動団体等の活動促進
	② 地域における女性のエンパワーメントの拡大

ワーク・ライフ・バランスとは？

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは…

働く人の「仕事」と家庭・育児・介護、地域活動やボランティア活動、趣味や学習などあらゆる個人活動を含む「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態をいいます。

調和がとれている＝50:50ではありません。

仕事と生活の望ましいバランスは個人によって違い、また、子育て、親の介護を行う時期など人生の各段階に応じて変わってきます。個人の置かれた状況に応じた多様な働き方を選択できることが重要です。

★ ワーク・ライフ・バランスが実現した社会 ★

- (1) 就労による経済的自立が可能な社会
- (2) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- (3) 多様な働き方・生き方が選択できる社会

(厚生労働省「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」より)



基本目標Ⅲ

市民と行政が共に連携し責任を分かち合いながら、それぞれの立場で男女共同参画を理解することで、多角的な視点からの問題提起や、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能になるよう支援に努めます。

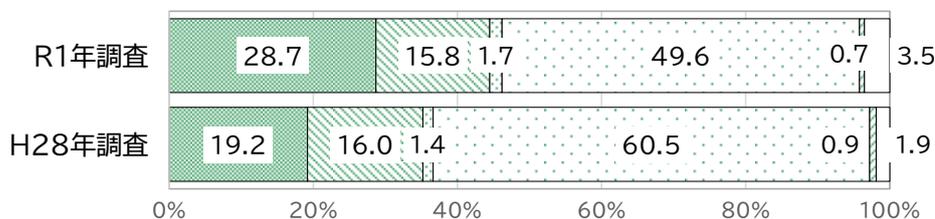
また、小金井市特定事業主行動計画に基づき、市内事業所のモデルとなるよう、引き続き庁内の男女共同参画を推進します。

主要課題

- ① 政策・方針決定過程への男女の参画
- ② 市民参加・協働による男女共同参画の推進
- ③ 推進体制の充実・強化



■ 審議会等の女性委員比率について（経年変化）



- 積極的に女性委員を増やした方がよい
- 将来的には増えた方がよいが、現状ではやむを得ない
- 増やす必要はない
- 適任であれば性別を問わなくてもよい
- その他
- 無回答

審議会等の女性委員比率について、経年変化をみると、

「積極的に女性委員を増やした方がよい」はR1年調査が28.7%でH28年調査(19.2%)よりも10ポイント高くなっています。

資料：R1年調査=小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）
H28年調査=小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（平成28年）

男女共同参画を積極的に推進する

【施策の方向性と施策】

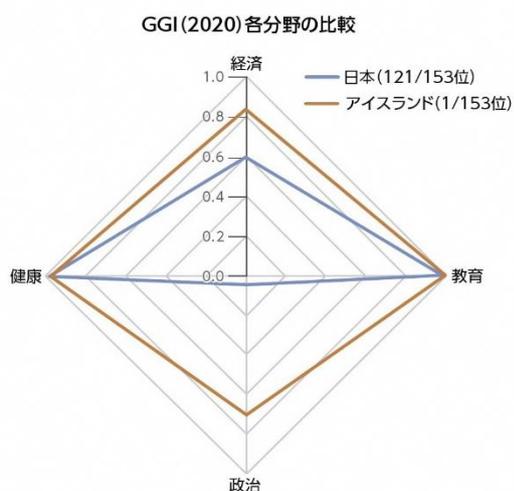
① 政策・方針決定過程への男女の参画	
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 男女の市政参画の促進【重点】
② 市民参加・協働による男女共同参画の推進	
(1) 市民参加・協働による事業展開	① 市民や地域団体との協働
	② 参画を促す環境づくり
③ 推進体制の充実・強化	
(1) 市内の男女平等の推進	① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備【重点】
(2) 計画の推進体制の強化	① 計画推進体制の整備

「ジェンダー・ギャップ指数2020」

《日本は 153 か国中 121 位》

世界経済フォーラム(World Economic Forum)が2019年12月、「Global Gender Gap Report 2020」を公表し、その中で、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index:GGI)を発表しました。

この指数は、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。2020年の日本の総合スコアは0.652、順位は153か国中121位(前回は149か国中110位)でした。



分野	スコア(順位)	昨年のスコア(順位)
経済	0.598(115位)	0.595(117位)
政治	0.049(144位)	0.081(125位)
教育	0.983 (91位)	0.994(65位)
健康	0.979 (40位)	0.979(41位)

資料：「共同参画」2020年3・4月号

市で行っている男女共同参画に関する取組のご紹介

広報啓発

情報誌「かたらい」の発行

市では、男女共同参画を推進するため、公募の市民編集委員による企画・取材・執筆で、小金井市男女共同参画情報誌「かたらい」を発行しています。市民編集委員は市報などで募集しています。

「かたらい」は市庁舎を始め、市内各施設等に設置しています。ぜひご覧ください！



講演会開催

こがねいパレット

「こがねいパレット」は、毎年、公募の市民実行委員の企画・運営により、男女共同参画推進事業の一環として、開催しています。

1987年第1回目の開催から毎年テーマや内容を工夫しながら開催され、令和2年度には第34回を迎えました。

市民実行委員は、毎年春に募集しています。



《第33回》



《第34回》

講演会開催

男女共同参画シンポジウム

男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。

《令和元年度》

- ・講演内容:「映像の中の女性たち～ディズニーアニメのヒロイン像はどう変わったか～」

《平成30年度》

- ・講演内容:「ひとりひとりのワーク・ライフ・バランス」

第一部:基調講演「仕事も育児も充実 自分や家族にとって大切なこと」

第二部:パネルディスカッション「小金井市がイクボスに取組んで1年」

パートナーシップ宣誓制度

パートナーシップ宣誓制度とは、お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、または継続して共同生活を行うこと約束した、一方または双方が性的少数者(多様な性自認または性的指向を持つ方をいいます。)である二人が、市長に対しその関係を誓い、その内容が要件を満たしていると認められたときに、『パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証』と『パートナーシップ宣誓書受領カード』が交付されるものです。



※詳しくは、小金井市ホームページより、

[「小金井市パートナーシップ宣誓制度の手引き」](#)をご覧ください。

DV とは？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫婦や恋人など親密な関係にある人(またはあった人)への暴力のことです。

DVの中で、恋人同士の間で起こる暴力のことをデートDVと呼んでいます。

どんなに親しい間柄であっても、暴力は、許されません。

パートナーからの暴力(DV)に
悩んでいませんか



ひとりで悩まずに ご相談ください

小金井市企画財政部企画政策課男女共同参画室

お気軽にご相談ください。(相談は無料、秘密は厳守します)

小金井市

企画政策課男女共同参画室 042-387-9853 8時30分～(土・日・祝日
17時00分 (年末年始を除く))

配偶者暴力相談支援センター

東京ウィメンズプラザ 03-5467-2455 9時～21時(年末年始を除く)

東京都女性相談センター 03-5261-3110 9時～20時(土・日・祝日
年末年始を除く)

東京都女性相談センター 多摩支所 042-522-4232 9時～16時(年末年始を除く)

警視庁総合相談センター 03-3501-0110 8時30分～(土・日・祝日
17時15分 (年末年始を除く))

◎ 小金井警察署生活安全課 042-381-0110 でも相談できます。

夜間・緊急
の場合

警察(事件発生時)

110番

東京都女性相談センター 03-5261-3911

男女平等都市宣言

平成8年12月3日
告示第99号

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生が過ごされる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。



© Studio Ghilbi

小金井市第6次男女共同参画行動計画

発行：令和3年（2021年）3月

編集：小金井市 企画財政部企画政策課 男女共同参画室

〒184-8504 小金井市本町6丁目6番3号

電話：042（387）9853／FAX 042（387）1224